

令和8年6月第2回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和8年6月11日（木）

本山町議会議場

2. 応招議員

1 番	吉川 裕三	2 番	川村 太志	3 番	永野 栄一
4 番	松繁 美和	5 番	白石 伸一	7 番	中山 百合
8 番	大石 教政	9 番	澤田 康雄	10 番	岩本 誠生

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 小笠原 知子 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	澤田 和廣	副町長	高橋 清人	教育長	大西 千之
参 事	大石 博史	総務課長	田岡 学	住民生活課長	松葉 早苗
政策企画課長	澤田 直弘	まちづくり推進課長	田岡 明	建設課長	中西 一洋
健康福祉課長	澤田 真紀	病院事務長	佐古田 敦子		

8. 議事日程

日程第 1.	議案第42号	地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例
日程第 2.	議案第43号	本山町火入れに関する条例の一部を改正する条例
日程第 3.	議案第44号	本山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4.	議案第45号	令和8年度本山町一般会計補正予算（第1号）
日程第 5.	議案第46号	令和8年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第1

号)

日程第 6. 議案第 47 号 令和 8 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正
予算 (第 1 号)

日程第 7. 議案第 48 号 本山町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 8. 議案第 49 号 町道の路線認定について

日程第 9. 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第 10. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 11. 議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所掌事務調
査・付託事件調査の件

追加日程第 1. 発議第 3 号 肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書 (案)

開会 9 : 07

○議長 (岩本誠生さん) 大変お待たせをいたしました。議長のほうで、ちょっと事務的に
処理をしておりましたものですから、ばたばたしておりまして申し訳ございません。

改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名であります。定足数に達
しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

日程第 1. 議案第 42 号 地方自治法第 203 条の 2 の規定による職員の報酬及び費用弁  
償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

○議長 (岩本誠生さん) 日程第 1、議案第 42 号 地方自治法第 203 条の 2 の規定によ  
る職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例を議題とい  
たします。

補足説明を許します。総務課長。

○総務課長 (田岡学さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長 (岩本誠生さん) 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する声なし) 質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第 42 号 地方自治法第 203 条の 2 の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並

びにその支給方法条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４２号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第４２号 地方自治法第２０３条の２の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第２．議案第４３号 本山町火入れに関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第２、議案第４３号 本山町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第４３号 本山町火入れに関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４３号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第４３号 本山町火入れに関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第３．議案第４４号 本山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第３、議案第４４号 本山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

議案第44号 本山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第44号 本山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4. 議案第45号 令和8年度本山町一般会計補正予算(第1号)

○議長(岩本誠生さん) 続いて、日程第4、議案第45号 令和8年度本山町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長(田岡学さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生さん) 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(田岡明さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生さん) 中西建設課長。

○建設課長(中西一洋さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生さん) ほかに補足説明はありませんか。

(発言する声なし) 以上で補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入、14款国庫支出金について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 15款県支出金について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 19款繰越金について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 20款諸収入について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 21款町債について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 次、歳出に移ります。

1款議会費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 2款総務費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 3款民生費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 4 款衛生費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 5 款農林水産業費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 6 款商工費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 7 款土木費について質疑はありませんか。5 番、白石伸一さん。

○5 番(白石伸一さん) 結局この本山の橋の関係ですね。一体、総額いくらになったんですか、この最終的な撤去の関係も含めて。

○議長(岩本誠生さん) 執行部、答弁できる。

暫時休憩します。

休憩 9 : 3 6

再開 9 : 3 7

○議長(岩本誠生さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を求めます。中西建設課長。

○建設課長(中西一洋さん) 白石議員のご質問にお答えします。

工事費につきましては、橋の工事として20億、交差点改良で2億、橋の撤去で3億4,000余りとなっております。それで、25億4,000万余りとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長(岩本誠生さん) よろしいですか。

ほかに7 款土木費ありませんか。9 番、澤田康雄さん。

○9 番(澤田康雄さん) 先ほど橋の説明あったんですが、旧の橋の寺家側と五区側の結構広い土地になっておりますが、橋のたもとから。あそこは町有地になるのでしょうか、そのところをちょっとお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長(岩本誠生さん) 中西建設課長。

○建設課長(中西一洋さん) 澤田議員にお答えします。

町有地になります。

○議長(岩本誠生さん) 9 番、澤田康雄さん。

○9 番(澤田康雄さん) 分かりましたが、あそこは町有地としてそのまま置くということでしょうか、何か、あそこへ来ていろいろ危ないという地元の人の声もあるんですが、そのところはどのようなふうな管理をしていくのでしょうか。そのまま置いておくということでしょうか、お聞きします。

○議長(岩本誠生さん) 高橋副町長。

○副町長(高橋清人さん) お答えをいたします。

先ほど建設課長が答えましたように町有地ということで、先ほど予算のほうも、今、審議していただいておりますけれども、安全対策をするということで、今回、簡易なフェンスでは、どうしても車が誤って入っていったときに危ないということで、ガードレールを

設置するということにしております。

今後の利用、活用につきましては、まだ決定はしていないところであります。今後検討していかなければならないと考えております。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 管理をするということですが、車は今の状態だと入れますが、駐車禁止とか、そういうふうな措置はするのでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） お答えします。

現状、いわゆる道路が通るところではないというところではあります。ただ状況、現状、部分的にそこを使う、五区側については例えば事務所の駐車場とかもありますので、その辺のところを踏まえまして、通常車両が通行する場合に、安全上問題なければというところの判断、ちょっと今見ゆうところですよ。必要に応じては、安全用のポールとか、ああいうものも設置しなければならないというところは認識しています。今ちょっと現状を見ながら安全対策を講じていくという考えでおります。

○議長（岩本誠生さん） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（発言する声なし） ないようでしたら次へ進みます。

8 款消防費について質疑はありませんか。

（発言する声なし） 9 款教育費について質疑はありませんか。

（発言する声なし） 1 2 款予備費について質疑はありませんか。

次に、第 2 表、繰越明許費について質疑はありませんか。

（発言する声なし） 質疑なしと認めます。

次に、第 3 表、地方債補正について質疑はありませんか。

（発言する声なし） ないようですので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括的な事項について質疑はありませんか。7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） すみません、逐条でこれを言わなくてはという、ちょっと抜かっていたので、それだけ教えていただきたいと思います。

1 1 ページなんですけど、説明の一番下のところに、1 5 と 1 7 でアウトドアの拠点の施設の運営管理費が 8 2 万 6, 0 0 0 円の修繕料と、1 7 のコミュニティ助成事業の中の 1 0 0 万とコミュニティ助成事業補助金があるんですけども、この内容を教えていただきたいです、すみません。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） まず 1 点目です。アウトドア施設につきましては、ビクターセンターのひさしの部分が老朽化というか、経年劣化によりましてちょっと傷んでおります。その分の修繕費用というところで、今回計上をさせていただいております。

次に、17番のコミュニティ助成事業につきましては、大石複合集会所の建て替えによりまして、大石地区のほうから100万円ほどのコミュニティ助成の要望が来ております。今回、新たに県のほうに追加をしておりまして、そのお金がつきましましたので、その分で補正を組ませていただいております。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに総括質疑はありませんか。3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）今回、道路維持費で北山をやられるということですが、ほかのところも道路の維持、必要なところがいっぱいあると思うのですが、今年度の計画で、これは補正のときに言うべきことではないかもしれませんが、ほかのところで整備をするところがあると思うので、その計画、今決まっているようであつたらちょっと答弁願いたいと思うのですが。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）要望というところまではちょっと具体的なところはないんですが、現在、支援員2名います。それで、巡回しながらの中で、いわゆるポットとかの補修はできるんですが、それ以外でここはという区間を決めてやるべきところは、ちょっと今、調査をしながら集計というか情報収集しゅうところです。

現状としては、今後の補正ということは今のところ考えてはいませんが、実際問題として地区からの要望、地域として見ると、必要なところはあるんじゃないかという認識であります。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）ポットで穴が空いているところもあるかもしれませんが、少なくとも段差ができていうことは、片方がもうずれていっているということなので、そういうところは、例えば水が入ったりしてもっと被害が大きくなる、崩れる可能性があるので、そういうところもチェックしながら、そういうところは早急に整備するような計画を立てていてもらいたいと思うのですが、また調査していただければと思うのですが。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）永野議員のおっしゃるとおりで、これからも調査して、必要に応じたら補正を組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに総括質疑。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）職員数が、今、74名が71名、3名減とかになっておりますが、減になった要因とか。

あと適正な、今、職員数としてはどれぐらい捉えておるのか。なかなか募集等が、応募

もなかなか思うたように人手の採用も難しいんじゃないかと思われませんが、ちょっと3名ぐらい減っていたら、なかなか業務とかにはしわ寄せ等も出てくとも思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）職員の3名の減につきましては、当初、予算計上するときには退職者等の見込みもしておりませんでしたのでこういう結果になっております。

退職された方におきましては、やはり自分の道、自分の将来のことを考えてのことでありまして、慰留もしてきたところでありますけれども、その本人の意思も尊重するという結果でこのようなことになっております。

以上であります。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）残ってもらえる予定であったということですが、あと、3名抜けた後の応募というか補充等はどのように考えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）職員採用につきましては、本年も随時募集をしていくところでございます。昨今、募集をしましてもなかなか応募者数が少ないのと、辞退をされるというようなこともありまして大変苦慮しておりますけれども、統一した試験を9月には予定どおり実施をいたしますのと、必要に応じて追加募集もしながら職員の確保に努めていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）職員等も減っていくと、やはり業務も大変にもなってくると思われるので、適正な職員数で、やっぱり業務に支障が出んように、またみんなで、ああ、仕事してよかったねと言えるような職場環境で、どんどんよそからも入ってくるような体制づくりが大事だと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）そういうことですので、よろしくをお願いします。

ほかに総括質疑ありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、総括質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論の申出なしと認めます。

議案第45号 令和8年度本山町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第45号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第45号 令和8年度本山町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 5．議案第 4 6 号 令和 8 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（岩本誠生さん）続いて、日程第 5、議案第 4 6 号 令和 8 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

補足説明を許します。澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、質疑なしと認めます。

これから総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、総括質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第 4 6 号 令和 8 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 4 6 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第 4 6 号 令和 8 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 6．議案第 4 7 号 令和 8 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（岩本誠生さん）日程第 6、議案第 4 7 号 令和 8 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

補足説明を許します。松葉住民生活課長。

○住民生活課長（松葉早苗さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、質疑なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

ないようですので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括事項について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

議案第４７号 令和８年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４７号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第４７号 令和８年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

#### 日程第７．議案第４８号 本山町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（岩本誠生さん）日程第７、議案第４８号 本山町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

議案第４８号 本山町過疎地域持続的発展計画の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４８号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第４８号 本山町過疎地域持続的発展計画の変更については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第８．議案第４９号 町道の路線認定について

○議長（岩本誠生さん）続いて、日程第８、議案第４９号 町道の路線認定についてを議題といたします。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩 １０：０３

再開 １０：０９

○議長（岩本誠生さん）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

資料配付が終わりましたので、補足説明を求めます。中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）討論なしと認めます。

議案第４９号 町道の路線認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４９号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第４９号 町道の路線認定については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第９．諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（岩本誠生さん）日程第９、諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

補足説明はありませんか。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

意見調整のため、暫時休憩します。

休憩 10 : 15

再開 10 : 16

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

今、お手元にお配りをいたしました書類に目を通していただきたいと思います。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定をいたしました。

~~~~~

日程追加の件

○議長（岩本誠生さん）次に、発議が議長の手元に届いております。議長として、これを受理をいたします、所定の賛成者もいますので。

これの取扱いについて議運を開催しますので、暫時休憩します。

休憩 10 : 17

再開 10 : 24

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会を開催していただきまして、日程に追加し、追加日程第1とすることに決まりました。

それで、提出されております発議第3号 肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書（案）を追加日程第1として議題といたします。

そこで、資料を配付しますので暫時休憩します。

休憩 10 : 24

再開 10 : 26

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

追加日程第1．発議第3号 肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書（案）

○議長（岩本誠生さん）追加日程第1、発議第3号 肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者に意見書（案）の提案並びに趣旨説明を求めます。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、提案者、4番、松繁美和さんの提案並びに趣旨説明を終わります。

賛成者において補足説明があれば、これを許します。別にありませんか。賛成者、ありますか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）やはり、今、非常に教職員……

○議長（岩本誠生さん）補足説明ですからね。自分の意見じゃないですよ、これは補足説明。

○8番（大石教政さん）やはり学校、授業、子どもたち、先生方も、やはり家にも早く帰れ、適正な学習環境、職場環境が非常に大事と思い、補足とします。

○議長（岩本誠生さん）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論の申出はありませんか。2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）本意見書に対し、反対の立場から、まず討論をいたします。

まず、最初のくだりで、子どものストレスについて、因果関係が証明されたものではないと思っております。また後半に、子どものストレスの原因が過大な授業時間であるかのごとく述べておりますけれども、それも因果関係は証明されていないと思います。

それで、まず、標準授業時数は全国の子どもたちに一定水準の教育を保障するため、学習指導要領とともに国において長年にわたり検討、見直しが重ねられてきたものであります。教育内容や社会環境の変化に応じて、その都度、専門的な議論が行われており、授業時数についても教育の質とのバランスを踏まえて設定されております。そのため、現時点で地方議会から一律の削減を求めることについては慎重であるべきと考えます。

次に、子どもたちの学びの保障という観点からも懸念があります。国語や算数、数学、理科、外国語などの基礎的な学力を育成するためには一定の学習時間の確保が必要です。授業時数を削減することによって、学習内容の定着に影響が生じれば、結果として教育格差の拡大につながる可能性も否定できません。特に学校教育が果たす役割が大きい地域や家庭環境においては、その影響を慎重に考慮する必要があります。

また、教員の長時間勤務の改善は重要な課題ではありますが、その要因は授業時数だけではなく、部活動指導、各種事務作業、保護者対応など多岐にわたる業務が教員の負担となっております。したがって、働き方改革を進めるに当たっては、業務の効率化や支援スタッフの配置充実、校務のデジタル化など総合的な対策を進めることが重要であり、授業時数の削減のみを解決策とすることは適切でないと考えます。

さらに、標準授業時数は、全国共通の教育水準を維持するための基準として重要な役割を担っています。地域ごとに削減を求める動きが広がれば、将来的に地域間の教育格差を生じさせる懸念もあります。子どもたちの学習機会を公平に保障する観点からも、現行制度の意義は大きいものと考えます。

もちろん学校現場の負担軽減や教育の質の向上に向けた改善は必要であります。しかし、それは標準授業時数の一律削減を求めるのではなく、学校現場の実情を踏まえた柔軟な運用や教職員体制の充実などを通じて進めるべき課題であると考えます。

以上の理由から、本意見書には反対いたします。以上です。

○議長（岩本誠生さん）ほかに、賛成討論。7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）私は、この肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書には賛成であります。というのは、この意見書を読む限りでは、どうして反対なのかという、ちょっと理解ができないと自分で思っておりますので。

それと、あと、今、本当に厳しい時代であります。確かに厳しい。けれども、これは個人的なことにもなるんですけども、自分たちの子どもの頃はそれが当然で普通だと思っておりました。けれども、この意見書を見ますと、やはり各学校において、教育関係機関による努力も確かにしております。ストレスを抱えて、子どもたちの不登校、いじめ、そして自分で命を絶つというのは、よく新聞なりいろんなというのも出ております。というのを、やっぱり本当に、昔と違ってすごく、今、外国語という課題も入っておりますので、確かに授業数が増えてきておりますので、それで教職員の病休や早期退職者という人ももう出ております。

この意見書では、私は教員と子どもたちの立場に立ってどうしたらいいかと、少し授業も削減したら、やっぱりゆとりある授業が受けられると思うし、ゆとりを持った環境で、やっぱり削減すること、少し授業の時数を削減することに対しては賛成いたします。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）ほかに討論の申出はありませんか。1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ただいま議論となっております肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書（案）について、反対の立場から討論を行います。

まず、初めに申し上げますが、私は教職員の長時間労働や多忙化の解消、そして教職員の処遇改善そのものに反対するものではありません。むしろ、子どもたちの教育を支える教職員の心身ともに健康で意欲を持って教育活動に取り組める環境を整えることは、極めて重要であり、積極的に取り組む課題であると考えております。

しかしながら、本意見書には看過できない問題が存在してございます。それは、教職員の負担軽減を強く訴える一方で、学校教育の本来の目的である児童・生徒の学力の維持、向上、そして学習機会の確保という視点が十分に示されていません。

近年、学校現場を取り巻く環境は大きく変化してございます。GIGAスクール構想の推進により1人1台端末を活用した学習が進められ、情報活用能力やデジタルリテラシーの育成など、従来にはなかった新たな教育内容も求められるようになりました。また、グローバル化や急速な技術革新の対応など、子どもたちが将来、社会で活躍するために身につけるべき知識や能力はむしろ増加しています。それが現状です。

このような状況の中で、授業時数の削減を求めるのであれば、それによって、子どもたちの学びや学力保障にどのような影響が生じるかについて十分な検証が必要であります。しかし、本意見書では、教職員の負担軽減の必要性については述べられているものの、授業時数を削減した場合の児童・生徒への影響については十分に論じられておりません。

また、教職員の負担軽減を図る手法は、何も授業時数の削減だけではありません。現在、国や自治体においては、副担制度の導入や教員業務支援員の配置、スクール・サポート・スタッフの活用、ICTを活用した校務の効率化など、教職員の負担軽減に向けた様々な取組が進められております。

今後さらに校務DXを推進し、教育活動以外の事務負担を軽減することで、教員が本来注力すべき授業や児童・生徒への指導に時間を充てることも可能となります。教職員の負担軽減は必要であり、そのために人員配置や副担任制度の充実、校務DXの推進こそが国に求めるべきであって、学習機会そのものを減らす議論に対しては慎重であるべきだと考えます。

よって、私は反対の立場で討論させていただきます。以上です。

○議長（岩本誠生さん）ほかに、賛成のほうの討論はありませんか。

（発言する声なし）ないようにしたら、討論を終わります。

これより、これの採決を採ります。

反対討論がありましたので、この表決は起立によって決定をいたしたいと思います。

それでは、お諮りします。発議第3号の意見書（案）を原案のとおり提出したいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

4対4、可否同数になりますかね。

可否同数については、議長は今まで否決という立場を貫いてきております。可否同数でするので、本件については提出をしないということに決定をいたしました。

それでは、次の日程に移ります。

~~~~~

日程第10．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生さん）日程第１０、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第１１．議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生さん）日程第１１、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

議会広報編集常任委員長及び水資源対策特別委員長から、本山町会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項及び付託事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。常任委員長及び特別委員長から申出のとおり、閉会中での継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び各特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）お諮りします。本定例会に付されました事件は全て終了いたしました。

したがって、本山町議会会議規則第７０条の規定によって、本日で閉会をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じるわけでありますけれども、町長から発言を求められておりますのでこれを許します。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）議会６月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

す。

今回、本議会に提出いたしました報告案件、これは専決処分の承認を求める件など8件、条例の一部改正する条例が3件、令和8年度本山町一般会計補正予算（第1号）など補正予算議案が3件、また計画の変更や路線認定、諮問案件等、それぞれ合計17件につきまして、ご審議の上、適切な議決などをいただきまして誠にありがとうございました。

また、一般質問では、皆様からご指摘などをいただきましたことにつきまして、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。また、貴重なご提言もいただきました。すぐ取り組めることにつきましては取り組んでまいりたいと考えております。また、課題もたくさんございますが、今後、職員とともに一つ一つ丁寧に取り組んでまいりますと存じます。今後ともご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、現在の体制での議員の皆様との定例会も今回が最後となりました。この間、様々な面で大変お世話になりました。また、私の1期目の任期とほぼ重なっておりまして、皆様と一緒に町行政に取り組んできたということで、何かとご指導とご鞭撻を賜りましたことに対しましても、重ねて感謝とお礼を申し上げます。

今後、皆様ともに再選を期されるべく活動されると存じますけれども、お体には十分ご留意をされまして、ご活躍をお祈りをしております。また、引き続き町政に対しましてご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

長引く物価高騰や中東情勢等の世界情勢、そして急激な円安なども重なりまして、今、日本では、住民の皆様の生活や産業に大きく直撃をしております。町民の皆様の生活が安心で安全でありますように、梅雨時期、梅雨末期、そして台風時期と迎えますけれども、そういった安全・安心な取組も進めてまいりたいと存じます。

梅雨入りに入っております、体調管理も難しい季節となっております。議員の皆様におかれましては、重ねましてご自愛の上、ますますご活躍されますようご祈念を申し上げます。言葉は足りませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。

長時間によります熱心なご審議、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）町長からご挨拶をいただきました。

本定例会の閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

今任期の最後の定例会をこのように無事に閉会できますこと、議員各位の真摯なご審議と執行部各位の誠意ある対応のたまものであり、議長として心より厚く御礼を申し上げます。

顧みますれば、この4年間は社会の変動も激しく、地方自治を取り巻く環境もまた大きく揺れ動く中にありました。そのような時代にあつて、議員各位におかれては常に住民福祉の向上を念頭に置き、それぞれの信念に基づいた議論を尽くしてこられました。そのご努力とご見識に対し、深く敬意を表するものであります。

また、町長をはじめ執行部の皆様におかれまして、議会の意思に真摯に向き合い、町政の推進に日々ご尽力いただきましたことに心より感謝を申し上げます。

仏教の教えに、諸行無常という言葉がございます。全ては移ろいゆくものであり、同じ時は二度と戻らない。この４年間も、またかけがえのないご縁の中で刻まれた貴い時間であったと感じております。議会における一つ一つの議論、交わされた言葉の積み重ねは、決してその場限りのものではなく、やがて町の未来を形づくる種となり、確実な、確かな果実として現れてくるものと信じるものであります。

議会と執行部は立場の違いを超えて、町民の幸せという同じ願いに向かう同行二人の歩みであります。時に厳しく、時に温かく交わされた議論の全てが、本町の礎となっていることを確信をいたすところであります。

私自身、議長としての重責を負わせていただいた日々は、まさしく多くの学びと気づきをいただいた年月でありました。不行き届きの点多々あったことと存じますが、皆様のご理解とご協力により本日を迎えることができましたことを心より御礼を申し上げます。

任期の節目を迎え、これからそれぞれが新たな歩みへと進んでまいります。この議場で培われた志と責任の重みは、立場が変わろうとも決して変わるものではないと存じます。どうか今後におかれましても、それぞれのお立場において住民の負託に応え続けていただきますことを切にお願いを申し上げます次第でございます。

結びに、これまでのご厚情に深く感謝を申し上げますとともに、再びこの議場において志を同じくする機会がございますことを念じつつ、議員各位並びに執行部の皆様のご健勝とご活躍を、また本町のさらなる発展を祈念をいたしまして、任期最後の私の閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

それでは、これをもって令和８年第２回本山町議会定例会を閉会をいたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

令和８年６月１１日

午前１０時４９分 閉会